第１０３号議案

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年１０月町田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （職員）<br>第１０条　略<br>２　略<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）・（２）略<br>（３）児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者<br>（４）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第１１号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの<br>（５）次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの<br>ア　学校教育法の規定による大学を卒業し | （職員）<br>第１０条　略<br>２　略<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）・（２）略<br>（３）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和１８年勅令第３６号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの |

| | |
|---|---|
| た者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）<br>イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者<br>ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者<br>エ　外国の大学を卒業した者 | |
| （６）略 | （４）略 |
| （７）略 | （５）略 |
| （８）略 | （６）略 |
| （９）略 | （７）略 |
| (10) 略 | （８）略 |
| (11) 略 | （９）略 |
| (12) 略 | (10) 略 |
| ４・５　略 | ４・５　略 |

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。